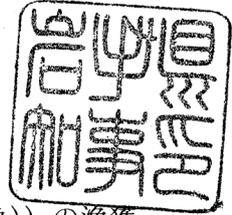


水振第 62-45 号  
令和 5 年 2 月 28 日

岩手海区漁業調整委員会  
会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



令和 4 管理年度における岩手県の特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））の漁獲  
可能量の変更について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項で準用する同条第 4 項の規定により、  
農林水産大臣からくろまぐろ（大型魚）の本県漁獲可能量の変更に係る通知があったこと  
から、同法第 16 条第 1 項の規定による知事管理漁獲可能量を変更したいので、同条第 5 項  
で準用する同条第 2 項により、貴委員会の意見を求めます。



担当：農林水産部水産振興課  
資源管理担当 小川  
Tel：019-629-5805  
Fax：019-629-5824  
E-mai：g-ogawa@pref.iwate.jp

(案)

令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における岩手県の特水産資源の漁獲可能量のうち、くろまぐろ（大型魚）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量を、次のとおり変更する。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
すけとうだら 太平洋系群	全ての漁業	左記漁業がすけ とうだら太平洋 系群の採捕を行 う水域	漁獲量の総量	現行水準	
するめいか	全ての漁業	左記漁業がする めいかの採捕を 行う水域	漁獲量の総量	現行水準	
くろまぐろ (小型魚)	全ての漁業	中 西 部 太 平 洋 条 約 海 域	漁獲量の総量	89.395 トン	4.705 トン (5%)を県の 留保とする
くろまぐろ (大型魚)	全ての漁業	中 西 部 太 平 洋 条 約 海 域	漁獲量の総量	66.600 トン	